

## 旧佐野支店跡地活用公募事業者プロポーザル実施要領

### 1.趣旨・目的

当農協が支店として活用してきた旧佐野支店の店舗統合にともない、施設を有効活用する事業者等に譲渡することとしました。

このため、旧佐野支店の土地及び建物を購入し、有効活用する事業者等を選定するため公募型プロポーザルを実施するものです。

### 2.プロポーザル実施の対象

#### (1)対象物件の概況

対象物件の概況は以下のとおりです。

ア 所在地 佐野市大橋町 3239-2

イ 面積

土地 886.00 m<sup>2</sup>

建物 事務所 323.75 m<sup>2</sup>(鉄骨コンクリート 2 階建)

倉庫 68.36 m<sup>2</sup>(鉄骨スレート 1 階建)

#### (2)留意事項

ア 土地及び建物は、現状有姿のまま工作物などの付帯施設・設備等含めて一括の売却となります。

#### (3)売却予定価格(最低価格)

30,000,000 円(土地・建物) 税込

(4) 申込期間 平成 29 年 12 月 4 日(月)から平成 30 年 2 月 28 日(水)

#### (5)問合せ先

〒327-007 佐野市金吹町 2351

佐野農業協同組合管理課

電話 0283-20-2000 F A X 0283-20-2319

E-mail kikakukanri@jasano.net

### 3.応募者の資格等

#### (1) 応募者の資格

ア 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者(同法第 33 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者(同法第 41 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けたものを除く)でないこと。

イ 栃木県暴力団排除条例(平成 22 年栃木県条例第 30 号)第 2 条第 1 号、第 3 号又は第 4 号の規程に該当しない者であること。

ウ 公序良俗に基づく資産活用計画であること。

(2) 審査対象からの除外

購入予定価格が売却予定価格に達していない場合は、提案審査の対象から除外します。また、次のいずれかに該当する場合も審査対象から除外します。

- ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 実施要領に違反した場合
- ウ 前各号に掲げる場合の他、審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

4. プロポーザルの内容

(1) 旧佐野支店の土地・建物を購入し、企画提案書の内容に基づいて事業運営等ができること

(2) 事業提案の内容

- ア 土地・建物購入予定価格
- イ 資産活用計画

(3) 実施スケジュール

- プロポーザル実施要領等の配布
- 現地説明
- 企画提案書の受付
- プロポーザル書類審査（平成30年3月）
- 審査結果の通知（平成30年3月頃）

審査基準

1. 審査項目及び各項目の配点は次の通りとする。
2. 企画提案者の中で合計点の平均点が最も高い者を契約候補とする。
3. 2の場合において、平均点の最も高い提案者が複数あった場合は審議の上、契約候補者とする。

【評価表 100点満点】

審査項目	評価内容	配点
価格に関する評価	最高価格提案者に60点、2位以下は最高価格に対する割合に60点をかけて算出	60
事業活用等の提案	取得後の事業活用方法の妥当性	40

【審査基準】

評価	評点 40
良い	40
やや良い	30
普通	20
やや劣る	10
劣る	0